

NORMA

ノーマ No.322

社協情報

2018

12

DECEMBER

SPECIAL REPORT

P.2 特集

緊急報告

「平成30年7月豪雨災害」における 全国の社協職員等による被災地への支援活動

P.6 ● 社協の質を向上させる人事・労務管理〔第17回〕

P.8 ● 社協活動最前線

苫小牧市社会福祉協議会（北海道）
地域で支える成年後見・権利擁護の体制づくり

P.10 ● 災害発生～そのとき、社協はこう乗り越えた～

災害時の安否確認・体制づくりをどう進めたか
— 大阪北部地震発災時における「豊中市社会福祉協議会」
の対応と課題について①

P.11 ● 地域福祉推進委員会

福祉救援活動資金援助制度への
拠金のお願い

P.12 ● いま、贈りたいコトバ 社協職員へのエール

元福井県社会福祉協議会事務局長
永松 真氏



緊急報告

「平成30年7月豪雨災害」における全国の社協職員等による被災地への支援活動

平成30年6月28日から7月8日にかけて、台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨が発生し、西日本を中心に全国の広範囲で大きな被害が発生した。

特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県では、被災者支援に向けた災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に支援が必要となる社協が発生し、全国のブロックで社協による応援職員派遣を10月末までの約3か月半にわたって展開した。

今号では、岡山県、広島県、愛媛県における社協ネットワーク等による被災地支援の経過と取り組み内容を振り返る。

平成30年7月豪雨災害では、12府県の60市町に災害ボランティアセンター（以下、災害VC）が設置された。また7県13市町では、通常の社協ボランティアセンターとして被災者支援が行われた（表1）。災害VC等の設置数は、岩手・宮城・福島の3県で101か所の災害VCが設置された2011年の東日本大震災にも匹敵する、広域かつ同時多発的な大規模災害であつたことを示す。

こうしたなか、被災地では、単独で災害VCを運営することが困難となる社協が多数発生した。被災地県社協からはブロック幹事県社協を通じて本会

結果、これまでに被災地に派遣された全国の社協職員は、被災地ブロック内の応援も含め、1735名、延べ9187人日にのぼる。

災害VCは、被災地県外の全国の社協職員による支援のほか、各被災地県内の市区町村社協職員も加わり、それぞれの職員が連携・協力して取り組んだ。具体的には、ボランティアコーディネート、被災者からの支援ニーズ受付、支援ニーズとボランティアとのマッチ

表1 災害ボランティアセンター等により被災者支援が行われた社協

府県	災害ボランティアセンター設置		社協ボランティアセンターで支援	
	か所数	社協名	か所数	社協名
岐阜県	2	関市、下呂市		
京都府	7	与謝野町、宮津市、綾部市、福知山市、亀岡市、舞鶴市、京丹波町		
兵庫県	1	丹波市	3	神戸市、宍粟市、養父市
鳥取県	1	智頭町		
島根県	3	江津市、川本町、美郷町		
岡山県	9	岡山市（北区、東区）、倉敷市、総社市、矢掛町、笠岡市、井原市、浅口市、高梁市、新見市	2	真庭市、玉野市
広島県	19	広島市（東区、安佐北区、南区、安芸区）、吳市、三原市、坂町、竹原市、尾道市、府中市、府中町、大崎上島町、世羅町、庄原市、三次市、東広島市、熊野町、安芸高田市、海田町、江田島市、福山市、神石高原町	1	大竹市
山口県	3	周南市、光市、岩国市	1	周防大島町
愛媛県	7	宇和島市、西予市、大洲市、今治市、鬼北町、松野町、上島町	4	松山市、八幡浜市、砥部町、愛南町
高知県	3	安芸市、宿毛市、大月町		
福岡県	4	久留米市、飯塚市、嘉麻市、福岡市（西区）	1	北九州市
佐賀県	1	基山町		
大分県			1	国東市
合計	60		13	

シング、地域ニーズの調査等がある。

また、社協以外にも、さまざまなセクター（NPO、ボランティアグループ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、企業や大学、生活協同組合など）からの応援者が加わり、協働により運営された。

現地訪問による被災地の状況確認からスタート

本会では、ボランティア・市民活動振興センター職員を発災の翌日となる7月9日から被災地（岡山県、広島県等）に派遣し、被災地の情報収集、被災者支援や災害VC設置に関わる連絡調整を実施した。

被害の大きかった岡山・広島・愛媛県のうち、愛媛県は、徳島・香川・高知各県の社協が、応援職員を派遣し、ブロック内の相互支援で対応する方針が決まり、7月17日より開始された。一方、岡山県や広島県を含む複数の被災地をかかる中国ブロックは、他のブロックからの支援が必要な状況となつた。

情報共有会議により当面の支援体制を協議・確認

全国のブロックによる支援実施とともに調整は、本来はブロック幹事会・市社協会議で決定される。しかし、取り急ぎ本会から、被災地の県・指定都市社協（岡山県・市および広島県・市）と、近畿ブロックの幹事県（兵庫県）と九州ブロックの幹事県（熊本県）

に招集をかけ、7月12日に情報共有会議を開催した（於・岡山県社協）。

同会議は、当面の被災県・市の支援体制について協議・確認を行うことが目的で、協議の結果、近畿ブロックが岡山県（7月20日～8月13日まで）を、九州ブロックが広島県（7月20日～8月31日まで）の支援を行うこととした。これは、岡山県には、先行して自主的な支援活動に入っていた兵庫県社協が幹事県である近畿ブロックの協力を得ることで支援の継続性が担保されることで、広島県への支援は、移動や交通条件等で有利な九州ブロックの協力を得ることで機動力が高まることが理由であり、まずは2つのブロックの協力を得て当面の支援体制を構築した。また、四国でも7月12日にブロック会議が開催され、ブロックによる愛媛県内の被災地社協への応援派遣が決定した。

職員派遣の規模・期間の拡大・延長へ

その後、広範な被害状況が次第に明らかになる一方で、災害VC運営支援者の不足が続いたため、被災地県社協から本会に対し、さらなる応援職員の派遣要請があつた。

そこで、7月19日・20日に開催した都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナーにおいて、7月27日以降、8月中旬までの支援として、全国のブロックに職員派遣規模の拡大を要請し、北海道・東北・関東A・B、東海・北陸、近畿、九州の各ブロックの

協力を得て、岡山県と広島県に職員派遣を展開することとした。

さらに、8月1日には、初期から支援にあたっている中国・近畿・九州ブロックによる全国の災害対応ブロック幹事県・市社協に、被災県・指定都市社協を加えた第1回会議を岡山県社協で開催し、岡山県および広島県、愛媛県に対する支援を8月下旬まで継続することを決定した。

長期化する職員派遣による支援活動

時間の経過とともに岡山県・広島県・愛媛県内の一部では、非常時から通常運営にシフトしていくところが出てくるなど、災害VCの収束に向けた動きも出てきた。愛媛県に対する四国ブロック内の職員派遣については、8月末で終了となり、外部支援から地元社協中心の被災者支援体制に移行した。

しかし、岡山県および広島県の一部市町社協においては、依然厳しい状況にあり、8月20日、第2回ブロック幹事県・市社協会議を開催し、今後の応援体制について協議した。その結果、被災規模が甚大な岡山市・倉敷市、広島市・呉市・三原市・坂町の5市1町に対し、9月1日から30日まで、全国のブロックによる応援職員派遣を継続することとなつた。

11月以降、岡山県と広島県では、県内の市区町村社協等による応援を含めた地元社協による災害VC運営と、地域支え合いセンター運営をはじめとする被災者の見守り・相談支援の取り組みを実施している。なお、特に甚大な被害が出た真備町がある倉敷市災害VCについては、本年中に閉鎖とはならず来年まで継続される見込みである。

全国の職員派遣による支援活動の終了

被害規模が大きな市町については、

10月以降も災害VCを継続し、被災者ニーズに対応していくことが想定された。一方、全国のブロックからの社協協議の結果、近畿ブロックが10月中旬から下旬にかけ3か月に達することを見すえ、ブロックによる支援活動の終期を確認する必要も出てきた。そこで、9月13日に第3回ブロック幹事県・市社協会議を開催し、10月以降の支援体制を検討した。

検討にあたっては、地元社協を中心にして、土日体制への移行、サテライトの集約など、災害VCの体制変更等を検討・実施しながら、順次応援社協職員から地元社協職員による災害VC運営への移行を意識する必要があった。

協議の結果、原則10月末をもって全国のブロックからの社協職員派遣は終了とし、11月以降の地元社協を中心とした災害VC運営の円滑な移行準備として、被災市町社協、県社協、中国ブロック社協で進めていくことを確認した。その後、中国ブロックによる職員派遣も岡山県倉敷市に対する10月末までの支援が最後となり、すべて終了となつた。

内での市区町村社協等による応援を含めた地元社協による災害VC運営と、地域支え合いセンター運営をはじめとする被災者の見守り・相談支援の取り組みを実施している。なお、特に甚大な被害が出た真備町がある倉敷市災害VCについては、本年中に閉鎖とはならず来年まで継続される見込みである。

表2 全国ブロックの職員派遣による被災地支援の経過

月日	実施内容
7月12日	■被災地へのブロック派遣にかかる情報共有会議を開催（於：岡山県社協）
7月13日	・中国ブロックによる岡山県・広島県内社協支援を開始
7月16日	・九州ブロックによる広島県内社協支援を開始
7月17日	・四国ブロックによる愛媛県内社協支援を開始
7月20日	・近畿ブロックによる岡山県内社協支援を開始
7月19・20日	■都道府県・指定都市社協常務事務局長セミナーにて全国ブロックによる応援派遣決定
7月27日	・全国ブロックによる広島県内社協支援を開始
8月1日	■第1回ブロック幹事県・市社協会議を開催（於：岡山県社協）
8月20日	■第2回ブロック幹事県・市社協会議を開催（於：岡山県社協）
8月31日	・四国ブロックによる愛媛県内社協支援を終了
9月13日	■第3回ブロック幹事県・市社協会議を開催（於：岡山県社協）
10月18日	・全国ブロックによる広島県内社協支援を終了
10月28日	・全国ブロックによる岡山県内社協支援を終了
10月31日	・中国ブロックによる岡山県・広島県内社協支援を終了



被災地へのブロック派遣にかかる情報共有会議のようす



被災地で行われた支援活動（広島県呉市）

緊急小口資金（特例貸付）の実施にともなう被災地社協への支援

今般の豪雨灾害では、災害における生活福祉資金の特例措置等が実施された。同事業の実施主体である県社協は、被災者に対する相談支援に向けた特別体制の構築が必要となり、相談支援に対応できる社協職員の応援派遣を行うこととした。本会では、生活福祉資金担当の民生部が、全国ブロックを通じて直接、職員派遣の依頼を行うかたちで、災害VCの運営支援の派遣と並行して調整を行った。

土日を除く7月26日（木）～8月10日（金）までの16日間、岡山県・広島県・愛媛県に全国から派遣された社協職員は、総勢118人、延べ436人日となつた。

災害ボランティア活動支援に 関わる要望活動と内閣府の事務連絡発出

この間の取り組みでは、被災地で災害VCを運営する社協からの要望を踏まえ、7月23日付で、小此木八郎内閣府特命担当大臣（防災）あてに、本会斎藤十朗会長名で「豪雨灾害にかかるボランティア活動の支援について（緊急要望）」を提出した。内容については、次のとおりである。

要望書提出とともに厚労省および内閣府防災担当と協議を進めた結果、8月13日付で内閣府から事務連絡が発出された。

- 自治体による災害VCへの積極的な支援
 - ・災害VC設置・運営にかかる経費
 - ・サテライトの設置等経費（プレハブ等借り上げ費用）
 - ・ボランティアの移送経費（バス借り上げ費用）
 - ・災害ゴミ搬出経費（軽トラック等車両借り上げ費用）
 - ・ボランティア活動用資機材の購入経費（シャベル等）
 - ・ボランティアの熱中症対策にかかる看護師派遣経費
 - ・その他必要な経費

○災害ボランティア活動に必要な経費

本会では、8月16日付で被災県社協事務局長あてに本事務連絡通知発出を連絡するとともに、これらの経費を災害救助費の対象とすることについて、行政との調整を進めるよう案内した。あわせて、内閣府の事務連絡文書で災害救助費の対象外とされているボラン

表3 平成30年度の福祉救援活動資金の支給状況(11月現在)

大規模災害	支給先社協	支給額(万円)
島根県西部地震	島根県	30
大阪北部地震	大阪府	90
平成30年7月豪雨災害	岐阜県	40
	京都府	70
	島根県	40
	岡山県	100
	岡山市	40
	広島県	160
	広島市	50
	山口県	30
	愛媛県	80
	高知県	50
福岡県		40
北海道胆振東部地震	北海道	50
支給総額		870

地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度は、平成9年度に設置され、運営要綱に基づき災害時の支援に対し資金援助を行ってきた。

この制度は、災害の発生により被害からは、社会福祉協議会やボランティア等との連携を図って、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図つていただきたいとの答弁があつた。これに対し、内閣府防災大臣によると、支援すべきではないかとの質疑があつた。

当該自治体が財源を確保することが基本と考えられ、公費負担を求めていくよう依頼した。

なお、11月1日の衆議院予算委員会において、橋本岳衆議院議員より内閣府防災担当大臣と厚生労働大臣に対し、災害VCを国の施策に位置づけてきちんと支援すべきではないかとの質疑があつた。

3.

今般の災害においても、1府8県2市社協に700万円を支給し、被災地の救援活動に活用いただいている(表3)。

災害VCの運営等の支援活動によつてみえた課題

近年、災害が頻発し、さらにその規模も広域で大きいものが少なくない。災害時に社協が行う支援活動の重要性に鑑み、本制度の安定的な運営を図ることが求められるところだが、平成30年度の支給額(見込)を差し引いた現在の資金残額は、今後さらに発生が見込まれる災害への備えに十分ではない状況となつてている。

本制度の運営要綱では、本活動資金は地域福祉推進委員会が「都道府県・指定都市社協ならびに市区町村社協に對して目標を定め一斉に行い、平常時より備えておくこと(運営要綱第5条)」とされてい

るが、任意で行つてきた。この間、全国多くの大規模災害が発生し、つど社協が災害VCを開設し、支援を行つてきました。多くの実績を積み重ねながら、災害VCは社協が設置するという認識が一般化してきた。災害対策基本法や防災基本計画にはボランティアが位置づけられるとともに、災害VCの設置・運営について、各市区町村の地域防災計画に位置づけられるところが多くなつてている。

被災地で活動するボランティアのイメージも定着し、市民の意識も高まるにつれ、参加するボランティアは多くなつた。平成30年7月豪雨災害でも社協が設置した災害VCを介して、すでに24万人を超える多くのボランティアが被災地で活動した(10月末時点)。いまや災害ボランティアの活動なくして被災者支援は成り立たない状況ともいえる。しかしその一方で、大量のボランティアを受け入れるための大規模災害VCの設置等、これまでの災害VCとは違う運営上の苦労や課題が生じてゐる現状もある。

常任委員会で全国の社協にあてて拠金を呼びかけることについて承認されたところである。

これを受け、11月より拠金の呼びかけを行つてゐる(内容については、11月「インフォメーション」欄を参照)。

この受け、11月より拠金の呼びかけを行つてゐる(内容については、11月「インフォメーション」欄を参照)。

今般の取り組みでみえてきた、今後検討を要する課題として、次のようなものがある。

- 7月豪雨災害にかかるブロック派遣の基盤整備に必要な費用の確保
- 社協職員等の旅費の確保
- 地域支え合いセンターの運営支援協とともに)
- 今後発生する災害における災害VCの基盤整備に必要な費用の確保
- ブロック派遣のあり方の検討
- 市区町村社協における災害VC設置・運営マニュアル、BCP(事業継続計画)の策定・見直しの推進
- 例えば「ブロック派遣のあり方の検討」であるが、この間、社協職員の応援派遣(全国ブロック派遣)は、「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方—全国的な社協職員派遣の進め方ー」(平成25年3月25日)に示された基本的考え方、手順等によって進められている。この内容も踏まえながら、ブロック幹事県・市協による検証の場を設置したり、都道府県・指定都市社協からの意見聴取や協議を行つたりする(平成31年1月に災害VC担当者会議を開催予定)ことが必要であると考える。
- また、災害VCの運営支援を担える中核的職員の必要性の検討と具体的な人材を養成することも必要となるし、被災社協に対する社協ネットワークによる支援の方も改めて検討が必要になるところである。

社協の質を向上させる

人事・労務管理



連載
第17回
最終回

綱川労務管理センター／HRM-LINKS Co.,Ltd.
人事コンサルタント・社会保険労務士
綱川 晃弘

「働き方改革」関連の法改正は、社協・福祉業界のみならず、広くわが国全体に影響を及ぼすものです。対応への時間は余り残されていませんので、情報収集・対策立案・新制度導入へ早めに取り組んでください。最終回となる本稿では、今回の法改正のポイントと、社協における重点課題について解説します。

改正内容で特に社協にとって影響が大きいのが表1のポイントです。

前回、「労働時間管理は、労働時間になるかどうか正しく判断し、その労働時間を適正に把握し、把握した労働時間に対しても賃金を支払う」という一連の流れが完結していることが必要」と述べましたが、上記①～⑤はこれまでに関連した改正となり、セットで考える必要があります。改正内容詳細は図1の厚生労働省パンフレットで確認してください。

今回の改正のポイント

表1 社協に影響を及ぼす「働き方改革」関連法改正の主な項目

- ①残業時間の上限規制(2019.4.1～) ※中小企業は2020.4.1～
 - ②勤務インターバル制度の導入促進(2019.4.1～)
 - ③年次有給休暇の付与義務(2019.4.1～)
 - ④中小企業割増賃金の引き上げ(2023.4.1～)
 - ⑤労働時間の客観的な把握義務(2019.4.1～)
 - ⑥産業医・産業保健機能の強化(2019.4.1～)
 - ⑦不合理な待遇差の解消(2020.4.1～) ※中小企業は2021.4.1～
 - ⑧労働者に対する説明義務の強化(2020.4.1～) ※中小企業は2021.4.1～
- *中小企業：社協はサービス業に分類されますが、資本金等の概念がないため「法人全体の常時使用する労働者数が100人以下」の場合に中小企業となります。

務について、考え方が大きく変わります。**⑤労働時間の客観的な把握義務**

す。今までには「割増賃金を適正に支払うため」に客観的な方法での把握を「通常」で定めていました。改正法では「健康管理の観点から」客観的な方法等での把握を「法律」で義務づけることになります。そのため労働基準法等ではなく「労働安全衛生法」に定められ、割増賃金の支払義務のない管理監督者や裁量労働者も把握の対象となります。社協の事務局長、次長等の管理監督者も今後は他の職員と同様の勤務時間管理が求められます。なお具体的な把握方法は、前回説明した「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」通りと考えるべきです。つまり対象範囲は広がり、把握方法の考え方は踏襲されます。

労働時間と健康の管理

①残業時間の上限規制については、月45時間かつ年360時間が限度で、臨時の特別の事情があつて特別条項付き36協定を締結する場合でも、年720時間以内かつ2～6か月平均それが80時間以内（休日労働を含む）かつ月100時間未満（休日労働を含む）が限度です。今まで比較的緩やかに対応してきた監督行政も、今後は厳格にならきます。急な欠勤者への対応や突発的な事故等であっても限度時間は超えられませんので、社協内でも認識を新たにするだけでなく、人員配置の見直しも必要にならります。ま

た、実際にシフトを動かしている現場、特にシフト管理者には、限度時間遵守を徹底する必要があります。

②勤務インターバル制度の導入は、

今回は「努力義務」とされていますが、いずれ義務化されると思います。在宅部門で入所系の施設を持つ社協や、地域福祉部門だけでも行事やイベント等で夜遅くまでの勤務がある社協では、ケースによっては翌日予定していたシフトでの勤務が困難になる場合が想定されます。

③年次有給休暇の付与義務についても、残業の限度時間と同様、常勤だけでなく非常勤も含めて年休10日以上付与対象者に対し、付与日から1年間で5日の付与と管理簿の調製を必ず実施しなければなりません。ただし本人が自主的に取得している日数は控除できます。過去の取得記録を調べ、年間

図1 「働き方改革 一億総活躍社会の実現に向けて」

出典：厚生労働省ホームページ (pdf ダウンロード可能)

The screenshot shows a section titled '働き方改革' (Workplace Reform) with a sub-section '～一億総活躍社会の実現に向けて～'. It includes a QR code and a summary of the reform's goals and measures.

注意して付与後は早めに取得させてください。ほかの職員についても、取得日数等を把握して適正に取得させてください。前倒しで付与している社協も多いので、その場合の取り扱いは図2の厚生労働省パンフレットを参考にしつください。

④中小企業割増賃金の引き上げに関する問

④中小企業割増賃金の引き上げに関する問題

では、時間外労働の限度は原則45時間なので、60時間を超える残業代が出るのは特別条項付き36協定を締結している場合で、予決算期の事務系職員等が想定されます。今までも残業代は払っていたでしょうから60時間超の部分について、 $0 \cdot 25 \times \text{時間単価} \times 60$ 時間超の時間数を追加で支払うだけですので、大きな影響はないと思います。

⑤から⑥の概要は以上ですが、問われているのは、法令を遵守するための労働時間管理の方法自体です。現在、年次有給休暇は年単位、時間外労働の

把握は月単位と思われます。この管理スパンのままでは「年休が3月に不足していることがわかつたが、もう3月シフトが決まっているので取得させられない」時間外が多そだと感じていたが、給与計算の時に45時間超えが判明した」など、違法になりやすい環境といえます。新たにリアルタイムで把握するシステムが必要で、出勤簿・残業命令書等はそのままでも、累計の月間残業時間数や有休消化日数を把握できる仕組みづくりが必要です。

⑥産業医・産業保健機能の強化です

が、**⑤**の方法で把握した労働時間をもとに、産業医に対して週40時間を超えて行つた残業等が80時間を超える者の情報提供が必要となり、長時間労働者への面接指導を確実に履行させるための仕組みが強化されます。前回も触れましたが、労働者の生命を守るという観点から監督行政のチェックも厳しく人手不足のなか職員の健康管理も重要ですでので、社協の健康管理体制は強化していただきたいと考えます。

⑦と⑧はいわゆる同一労働・同一賃金に関するものです。施行時期は少し先ですが、給与等に関連することも多いため、制度見直しに1年かかると考えると、今から対策を立てないと間に合わない可能性があります。

同一勞動·同一賃金

改正パートタイム・有期雇用労働法（以下、改正パートタイム労働法）となり、フルタイマーも含めた有期雇用者全般を対象とする法律となります。さらに有期と無期との不合理な労働条件の禁止（均衡待遇）を定めた労働契約法20条が廃止され、改正パートタイム労働法のなかで不合理な労働条件等の禁止（均衡待遇）と差別的取扱禁止（均等待遇）として規定されます。これは職務内容等が同一の場合は平等に取り扱わなくてはならず、職務内容が同一でないとしてもバランスを取らなくてはいけないということです。さらにそのバランスも客観的でなくてはならないとされています。具体的には、平成28年12月に示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」が、今後確定されて解釈が明確にされる予定です。

さじ

まずは①～⑥の労基法関連の整備は速やかな対応が必要です。⑦⑧は行政との調整が必要な社協も多いと思いまので、早めの検討着手が肝要です。

連載開始から約1年半、今回が最終回となります。連載期間中も外部環境は大きく変化しています。本連載がこうした変化をうまく乗り切り、今後も人材を大切に活かし、先輩から後輩へバトンタッチしながら事業を続け、地域のセーフティネットをしつかりと担つていただくための一助になれば幸いです。

トタイマー等短時間勤務者、定年後再雇用者それぞれの職務内容、今後の要員配置等の方針が必要で、そのうえで同一職務とするなら均等処遇の費用等をどうするか、職務の相違等を明確にしていくなら、確定版ガイドラインに定められた内容をどう実現するか、を改正までに整理しなければなりません

図2 「年次有給休暇の時季指定義務

出典：厚生労働省ホームページ（pdf ダウンロード可能）



社協活動 最前線

苫小牧市
社会福祉協議会

地域で支える
成年後見・権利擁護の
体制づくり



支笏湖に映る樽前山（たるまえさん：左）
と風不死（ふっぷし）岳。恵庭岳とともに支笏三山に数えられている

市民後見人の養成に取り組んだ経緯

苫小牧市では、平成22年頃から市内で後見人を担う弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職と福祉施設・事業所の相談員等が集まり、成年後見制度に関する自主的な勉強会を開催していた。勉強会では、福祉施設・事業所を対象に実施した成年後見制度のニーズ調査の結果分析や、制度の利用促進に向けた課題検証などを行っていた。これらの取り組みにより、市内の後見への利用ニーズの高まりが明らかになるなか、参加メンバーの間ではこのまま専門職後見だけでは対応しきれないという危機意識が強くなつていった。そのため、今後は市民後見や法人後見など、扱い手を広げていくことが必要と考え、成年後見利用促進に向けた「提言」をとりまとめ、公表した。

提言を受け、市は平成24年に「市民後見推進検討準備懇談会」を設置。

勉強会のメンバーや関係団体・行政が参加し、課題の検証や、先行して取り組みを進める自治体への視察などを行った。その後「市民後見制度検討委員会」（以下、検討委員会）を立ち上げ、学識者や家庭裁判所も加わり、市民後見人養成に向けた議論を本格化させた。

苫小牧市社会福祉協議会（以下、市社協）は平成26年から法人後見を開始していたが、市内ではほかに法人後見に取り組む団体がなかったこともあり、平成28年から市社協が市民後見人養成研修を行うこととなつた。研修講師は市内の専門職が務め、8日間（50時間）のプログラムを実施。市外在住者も含め、これまでに133人が修了している。

成年後見支援センターの設置

市民からの相談対応の拡充や市民後見への支援を進めるため、平成28年5月には、市の委託を受けて、市社協に「成年後見支援センター」

（以下、センター）が設置された。職員体制はセンター長1名・相談員2名。また、検討委員会のメンバーなどが参画する運営委員会が置かれていた（年2回開催）。主な業務として成年後見制度にかかる広報・啓発、相談受付、市民後見人の養成・支援、

後見の受任調整を行つており、市から受託金が主な財源となつていて。なお、センターは中立機関として設置されているため、社協が受任した法人後見や日常生活自立支援事業は別の部署が担当し、相談員や研修修了生が就任している後見支援員（22名）が支えている。また、毎月開催している受任調整会議には、客観性を担保するために社協は事務局運営だけを担い、決定を行うメンバーとしては参加していない。

センターの相談件数は、平成28年度に90件であったが、平成30年度は、11月現在すでに100件近くに達している。センター長の古川義則氏は、市内の社会福祉法人が運営する

苫小牧市社協は行政や専門職、関係機関と連携しながら市民後見人の育成・支援など成年後見制度にかかる取り組みを推進している。平成28年には成年後見支援センターを設置して取り組みの充実を図り、同30年には市内初となる市民後見人がセンターの後見支援員から誕生した。被後見人の状況に応じて、後見人を市社協の法人後見・専門職後見、市民後見に切り替える「リレー方式」により、増加する後見ニーズへの対応を進めようとしている。

社協データ

[地域の状況]（平成30年5月現在）

人口	171,740人
世帯数	88,418世帯
高齢化率	27.95%

[社協の概要]（平成30年5月現在）

理事	7人
評議員	9人
監事	2人
職員数	46人（正規職員18人、臨時職員28人）

[主な事業]

- 安心生活サポート事業
- 日常生活自立支援事業
- 市民後見人養成講座
- ふれあいサロン
- 居宅介護支援事業
- ホームヘルプサービス事業（高齢・障害）
- 移動支援事業（障害）
- 給食サービス
- ボランティアセンター事業
- 苫小牧市民活動センター
- 福祉人材バンク
- 男女平等参画推進センター



市内の専門職を交えて毎月開催している受任調整会議

苫小牧市（北海道）

北海道の中央部に広がる石狩低湿地帯の南端に位置する。紙・パルプ、自動車部品製造、石油産業などを有し、苫小牧港は全国第4位の貨物量を取り扱う。ホッキ貝の水揚げは日本一を誇る。また、野鳥の聖域としてラムサール条約に登録されている「ウトナイ湖」や、ドーム型噴火口で有名な三重式活火山の樽前山などがあり、豊かな自然環境に恵まれる。



市民後見人をめざす養成講座での演習のようす

相談機能とともに、センターにはコーディネート機能も求められる。受任調整を行ううえでは、早めに介入・支援し、財産管理という視点ではなく、その方の将来も見据えた「生活像」をとらえることが必要であるという。古川氏は、地域福祉を推進してきた市社協が運営するセンターであるからこそ、こうした点に注目した支援を考えたいと指摘する。「広報や啓発は一定程度できますが、難しいのは申し立て支援までどうつなげていくのかです。特に相談員が利用者のところに出向く時に私も同行して、一緒に面談を行うこともあります」

相談機能とともに、センターにはコーディネート機能も求められる。受任調整を行ううえでは、早めに介入・支援し、財産管理という視点ではなく、その方の将来も見据えた「生活像」をとらえることが必要であるという。古川氏は、地域福祉を推進してきた市社協が運営するセンターであるからこそ、こうした点に

が難しいです。経済的に困窮している、保佐・補助の対象の方の対応が難しいです。経済的に困窮している、家族・親族関係に不和のある方などもいますが、ご本人のこれまでの生活や意向を丁寧に確認しながら、保佐・補助類型での利用につなげたケースもあります」

市民後見を進めるための支援体制

苫小牧市では、平成30年1月に市内

内で最初の市民後見人が3人誕生しました。いずれも法人後見を担当していたセンターの後見支援員が、市民後見人に立場を変えて被後見人を支えている。現在、市民後見人の名簿登録者は41人、うち6人が後見支援員から市民後見人となり、活動をしている。

後見業務は、財産の移動が生じる場合や債務整理など、法的な問題が解決した後は、ほとんどが身上配慮の支援となる。センターでは、成年後見制度の利用を進めていくために、法律の専門家が担うケースと市民後見に委ねるケースとに切り分けている。実際に、被後見人の状況

に応じて、法人後見から市民後見に切り替えていく「リレー方式」による支援を、家庭裁判所とも相談をしながら始めている。

市民後見では、生活者としての感覚を生かした活動が行われていることを古川氏は指摘する。「後見支援員の方が入院している被後見人を訪問した時に、被後見人の席だけおやつのプリンがないことに気がついたことがあつたそうです。病棟では後見人からおやつ代の支出について確認がとれていなかつたため提供されていなかつたということでした。その話を聞いた専門職後見人からは、「市民後見人だからこそ気がついたことと指摘されました」。音楽が好きだった被後見人の方のためにCDを借りてきて聞かせてあげる人もいるなど、活動の様子が伺える。

市民後見の受任に向けて、センターでは、受任調整会議の結果を受け裁判所への意見書を同会議の委員長名で作成・提出している。意見書には、必要な法的処理などの課題を示すほか、市民後見人への連絡調整などのコーディネートはセンターが行うことを明記している。受任後、市民後見人が孤立しないで活動できるよう、家庭裁判所に提出する書類作成の支援や状態が変化した際の相談対応など、センターがバックアップする体制をとっている。

また、市民後見人の担い手となる後見支援員についても、自主的に連絡会が組織され、横のつながりも生まれている。後見支援員はリタイアした方や女性が多いが、これまで協には関わりをもたなかつた方が多く、この活動がきっかけとなり新たな地域福祉の担い手が広がっているといえる。

成年後見制度への取り組みによる可能性

成年後見への取り組みが進むことで、市社協が実施する日常生活自立支援事業についても、金銭管理の支援だけにとどまらず、利用者本位の視点から支援の見立てが行われるようになってきたとあります。月2回の事業の担当者会議では、「何が望ましいサービスなのか」という議論が社協内でできるようになってきたという。

今後の取り組みを進めるうえで、古川氏は受任調整会議とあわせて「権利擁護のネットワーク会議」を行いたいという。「ひきこもりのケースなど、多機関が連携しないとわからない課題や、支えられないケースもあります。早い段階で、方向づけだけでも多機関で課題整理・検討するための場を、参加も広く募りながらやりたいですね」。センターがいわば「最後の砦」と思っている福祉関係者もおり、少しでも早く支援につなげるための体制づくりを検討している。

災害発生

そのとき、社協はこう乗り越えた

日頃の見守りが災害時に力を発揮

市社協は午前8時17分に豊中市社協災害対策本部を立ち上げ、小学校区単位で民生委員、校区福祉委員による見守りの依頼、事業でつながっている利用者の見守り、団体の会員の見守り、施設の被災状況など豊中市社協災害支援マニュアルに基づき実態調査に取り組んだ。震災から72時間は、生命を守る時間。タンスの下敷きの人はいないか。ゴミ屋敷の人がゴミに埋もれてはいるのか。

平成30年6月18日午前7時58分に発生した大阪北部地震。豊中市には震度5強の激震をもたらした。豊中市社会福祉協議会（以下、市社協）の地震への対応は、まさに平成7年1月17日以来取り組んできた市社協の地域の見守り活動の真価が問われるものとなつた。

災害時の安否確認・体制づくりをどう進めたか ――大阪北部地震発災時における「豊中市社会福祉協議会」の対応と課題について①

麗子 勝部 福祉推進室長 豊中市社会福祉協議会

ボーリムレスの人はどうしているのか。支援拒否の人たちがどうしているか。当日予定していた事業をすべて中止または延期して生命の安否確認に徹したままだ、この日発送を予定していた市内マンション管理組合の代表を集めて「ミュニティづくりを話し合うマンションサミットの開催案内に、急遽緊急アンケートを同封して発送した。

豊中市では、阪神淡路大震災で17万世帯のうち1万5000世帯が全半壊した。仮設住宅では孤独死が続いた。見守りは私たちにとって震災で助けられなかつた人たちを支えていきたいと、いう強い信念で始まり、小地域福祉ネットワーク活動へと発展した。平成14年からは災害時安否確認事業を実施し、ひ

この日、ツイッターで誤報が流れた
「このマンションがやばい」という誤報
はたちまち広がり、高齢者が若者たち
に背負われ、マンションの外に運び出
され、避難所をめざした。後に事実で
ないことがわかり事なきを得たが、誤
報の訂正には数日を要した。

豊中市内では66%の世帯が集合住宅を住まいとしている。マンションのエレベーターは震度4以上の揺れで止まり、安否確認は階段を使った壮絶な取り組みとなつた。

行し、対象者も変更となつた。避難行動要支援者は市が把握している介護保険の要支援、要介護の人たち、障害者手帳をもち移動困難な人たちで、対象者は一気に1万5000人と倍増した。しかし、ひとり暮らしで介護度が自立の人は対象とならないため、これまで



8時17分 豊中市社協災害対策本部設置



全社協 地域福祉推進委員会 福祉救援活動資金援助制度への拠金のお願い

全社協 地域福祉推進委員会では、災害ボランティアセンターの迅速な設置、初動体制づくりなど、災害発生により被害を受けた地域において、都道府県・指定都市社協が市区町村社協と連携して取り組む救援活動にかかる費用の一部を支援することを目的として、福祉救援活動資金制度を設けています。

近年、各地で大規模災害が頻発するなかで、被災地の社協では本制度による資金を活用いただいておりますが、特に平成30年度においては、平成30年7月豪雨災害や震災等が各地で発生したことにもない、すでに13道府県・指定都市社協に合計870万円の救援資金の送金を行っています。その結果、平成30年10月末現在における資金残額はおよそ300万円と、十分な備えではない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、緊急に拠金を募ることといたしました。本件については、平成30年11月14日付・全社地発第418号にて、都道府県・指定都市社協、市区町村社協にご依頼をしておりますが、災害時における社協活動の一助となる本制度の安定的な運営に向けて、拠金へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

■拠金方法

- ・市区町村社協：都道府県・指定都市社協まで送金ください。

さい。送金方法等については都道府県・指定都市社協までご確認ください。

・都道府県・指定都市社協は貴会分と市区町村社会協からの拠金をお取りまとめのうえ、全社協地域福祉推進委員会に送金ください。

■拠金期日 平成30年度・31年度の2か年（2018年11月～2020年3月末）

送金締め切り期日は設けず隨時受け付けいたしますが、来たる大規模災害に備えた拠金という観点から、迅速な送金にご協力ください。

■拠金額の目安について

拠金目標額は、これまでの支出実績のおよそ5年分に当たる2,600万円とします。1口10,000円とし、1社協あたりの口数（拠金額）の目安は下表の通りです。

◎拠金の目安

区分	口数（拠金額）
都道府県・指定都市社協	3口（30,000円）以上
人口5万人以上の市区社協	2口（20,000円）以上
人口5万人未満の市区社協および町村社協	1口（10,000円）以上

■お問い合わせ先／事務局

全国社会福祉協議会 地域福祉部 TEL 03-3581-4655

組織の中核的役割を担うために！ 都道府県・指定都市社会福祉協議会中堅職員研修会 申し込み受付中

中央福祉学院では、今後管理職になり得る中堅職員が自らキャリアデザインを描き、社協職員としての高い志と向上心をもって職務に取り組み続けることをめざし、中堅職員研修会を開催します。

日 時：2019年2月10日（日）～12日（火）
会 場：中央福祉学院「ロフォス湘南」
（神奈川県三浦郡葉山町）
対 象：都道府県・指定都市社協にてチームリーダー等の役割を担う中堅職員

定 員：60名程度

受 講 料：20,600円（税込）

※交通費、宿泊費等は含まれません。

締 切：2019年1月4日（金）

※詳細は「社協の杜」または都道府県・指定都市社協へ郵送でお送りする受講案内をご覧ください。

問い合わせ先：全国社会福祉協議会 中央福祉学院

TEL 046-858-1355

（<http://www.gakuin.gr.jp/>）

2018年12月号 平成30年12月20日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／216円（本体価格200円）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

今号で『社協の質を向上させる 人事・労務管理』が最終回を迎えました。17回にわたり連載していただきました綱川先生、ありがとうございました。次号からは、新しい連載がスタートします。お楽しみに！
気づけば2018年も終わりを迎えます。ふとしたときに、携帯電話の

なかの写真を見ると、ついこの間に思われる思い出の写真が、日付を見ると数か月前のもので驚くことがあります。1年が過ぎるのはあっという間ですね。寒い日が続きますが、ご体調にお気をつけください。皆さま、よいお年をお迎えください。（森）

いま、贈りたいコトバ

社協職員へのエール



ながまつ しん
永松 真氏 (元福井県社会福祉協議会 事務局長)

1977年、福井県社会福祉協議会入職。1997年に地域福祉課長・介護実習普及センター所長に就任。2008年事務局次長（地域福祉担当）を経て2010年から事務局次長兼総務企画課長、2013年から2015年まで事務局長。2015年の定年退職後、社会福祉法人足羽福祉会・法人本部事務局長に就任。仁愛大学人間生活部子ども教育学科・非常勤講師。

第7回

今号は、2015年まで福井県社会福祉協議会で事務局長を務め、現在は社会福祉法人足羽福祉会の法人本部事務局長を務め、また仁愛大学人間生活部子ども教育学科の非常勤講師としても活躍されている永松真さんからご寄稿をいただきました。

人とのご縁が一番

福祉の道に入り仕事に携わって一筋、高校時代の恩師からいただいたサムエル・ウルマン「青春の詩」を座右の銘とし、人との「出会い（ご縁）」を大事に、その巡り合いなくして現在はなかったと思います。

「社協マン」として、地域福祉という切り口から「福祉のまちづくり」に取り組んできた歩みを振り返ると、新たな時代の「地域共生社会」の実現は、何も特別なことではなく、社協マンとして長きにわたりめざしてきた道程の積み重ねだと考えます。自然体で動き回っていた県社協時代、県内はもちろん東海北陸ブロック、全国の仲間と地域福祉を語り合った日々、顔が見える関係がいろんな場面で力となり、お互いに信頼される「絆」を大切にしてきました。

社協職員としての志を

現在は定年退職し、福井市内にある施設法人本部事務局にて仕事をさせていただいているが、これも先代理事長とのご縁がきっかけです。社会福祉法人としての立ち位置は同じですが、県社協時代に培った「出会い（人脉）」は今でも大切にしています。

社協職員は全国津々浦々で活動しており、そのネットワーク力は大変大きく、役割も重要な存在です。全国の社協がそれぞれの実践を着実に展開するためにも、地域からの信頼や支持が得られる組織体にし、地域福祉の中核としての役割・機能をしっかりと發揮していただくことを期待しています。

その鍵は、社協職員一人ひとりの「志」にあると思います。

暮らしをまもり つながりをつくる

建前で人を説得することはできません。理屈が先行しないこと、世間の常識を踏まえ、自分自身が「職場に誇りをもって汗をかく」「人情を大事に行動する」ことが大切です。地域社会が人と人を支え合う基盤だからこそ、多様性があり、教科書通りに物事は動きません。社協マンも人間的な幅を磨き、福祉を創った先人の熱い想いを伝える、職員として与えてもらったこと（仕事）に対して素直に感謝できるかどうかが、自分自身を深める決め手になるのではないでしょうか。

大いに地域の人々と語り合い、「地域共生社会」の実現に向けた一翼をしっかり担う存在としてがんばってもらいたい、と応援しています。

もちろん「青春」の気持ちを忘れずに。